

議案第 28 号

橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 14 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例

橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例(平成27年橋本市条例第27号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
別表第1(第3条関係) 略	別表第1(第3条関係) 略
<p>備考</p> <p>1～10 略</p> <p>11 和歌山県第二子以降に係る保育料助成事業実施要綱に基づき、<u>児童(法第19条第1項第3号に該当する者及び満3歳に到達した日の属する年度中の同項第2号に該当する者に限る。)</u>で次に掲げる要件のいずれかに該当するものに係る利用者負担額については、この表の規定にかかわらず0円とする。</p> <p>(1) <u>その属する世帯における第3子以降の児童であること。</u></p> <p>(2) <u>その属する世帯の市町村民税の所得割額(当該年度4月から8月までの間の利用者負担額については前年度分の市町村民税の所得割額とし、当該年度9月から3月までの間の利用者負担額については当該年度分の市町村民税の所得割額とする。)</u>の合計額が57,700円未満である第2子の児童であること。</p> <p>12. 略</p>	<p>備考</p> <p>1～10 略</p> <p>11 和歌山県第二子以降に係る保育料助成事業実施要綱に基づき、<u>同一世帯に3人以上の扶養する子どもがいる世帯の3歳未満の第3子以降の子どもに係る利用者負担額については、この表の規定にかかわらず0円とする。</u></p> <p>12 略</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。